

## 世田谷区風景づくり条例の一部を改正する条例新旧対照表（抜粋）

改正後	改正前
<p>世田谷区風景づくり条例 平成11年3月11日条例第3号</p> <p>改正 平成19年12月11日条例第66号 平成24年3月6日条例第22号</p> <p>世田谷区風景づくり条例</p>	<p>世田谷区風景づくり条例 平成11年3月11日条例第3号</p> <p>改正 平成19年12月11日条例第66号 平成24年3月6日条例第22号</p> <p>世田谷区風景づくり条例</p>
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条 第5条）</p> <p>第2章 総合的施策の展開（第6条 第12条）</p> <p>第3章 地域風景資産（第13条 第18条）</p> <p>第4章 界わい宣言（第19条 第21条）</p> <p>第5章 風景づくり活動団体等（第22条 第24条）</p> <p>第6章 風景づくりの基準（第25条）</p> <p>第7章 風景づくり重点区域（第26条 第28条）</p> <p>第8章 行為の規制等（第29条 第34条）</p> <p>第9章 世田谷区風景づくり委員会等（第35条 第37条）</p> <p>第10章 雑則（第38条）</p> <p>附則</p> <p>前文～第1条 省略</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 風景づくり 地域の個性あふれる世田谷らしい風景を守り、</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条 第5条）</p> <p>第2章 総合的施策の展開（第6条 第12条）</p> <p>第3章 地域風景資産（第13条 第18条）</p> <p>第4章 界わい宣言（第19条 第21条）</p> <p>第5章 風景づくり活動団体等（第22条 第24条）</p> <p>第6章 風景づくりの基準（第25条）</p> <p>第7章 風景づくり重点区域（第26条 第28条）</p> <p>第8章 行為の規制等（第29条 第34条）</p> <p>第9章 世田谷区風景づくり委員会等（第35条 第37条）</p> <p>第10章 雑則（第38条）</p> <p>附則</p> <p>前文～第1条 省略</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 風景づくり 地域の個性あふれる世田谷らしい風景を守り、</p>

改正後	改正前
<p>育て、又はつくることをいう。</p> <p>(2) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。</p> <p>(3) 建築物等 建築物及び工作物(建築物を除く。以下同じ。)をいう。</p> <p>(4) 建設行為等 法第16条第1項各号に掲げる行為をいう。</p> <p><u>(5) 屋外広告物等 屋外広告物(屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。)及び建築物の窓面の内側から屋外に向けて掲出した広告物をいう。</u></p> <p>(6) 区民 区内に住所を有する者及び区内の土地又は建築物等に関する権利を有する者をいう。</p> <p>(7) 事業者 区内で事業活動を行う者をいう。</p>	<p>育て、又はつくることをいう。</p> <p>(2) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。</p> <p>(3) 建築物等 建築物及び工作物(建築物を除く。以下同じ。)をいう。</p> <p>(4) 建設行為等 法第16条第1項各号に掲げる行為をいう。</p> <p>(5) 区民 区内に住所を有する者及び区内の土地又は建築物等に関する権利を有する者をいう。</p> <p>(6) 事業者 区内で事業活動を行う者をいう。</p>
<p>第3条～第8条 省略</p>	<p>第3条～第8条 省略</p>
<p><u>(風景づくりのガイドライン)</u></p> <p><u>第8条の2 区長は、風景づくりを推進するため必要があると認めるときは、第6条第2項及び第3項並びに第8条第3項の規定により定めた事項に関して風景づくりのガイドライン(風景づくり計画に基づいた取組に関する指標をいう。以下同じ。)を策定することができる。</u></p> <p><u>2 区長は、風景づくりのガイドラインを策定したときは、これを告示しなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定は、風景づくりのガイドラインの変更について準用する。</u></p>	
<p>第9条～第31条 省略</p>	<p>第9条～第31条 省略</p>

改正後	改正前
<p><u>(屋外広告物等に関する協議)</u></p> <p><u>第31条の2 東京都屋外広告物条例(昭和24年東京都条例第100号)</u>  <u>第8条、第15条又は第16条の規定による許可の申請(規則で定める区域及び規模に限る。以下「屋外広告物許可申請」という。)を行おうとする者は、規則に定めるところにより、あらかじめ区長に屋外広告物等による風景づくりについて、協議を行わなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の協議を行った者は、当該協議に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、区長に変更の協議をしなければならない。</u></p> <p><u>(完了の報告)</u></p> <p><u>第31条の3 次の各号に掲げる行為が完了したときは、当該行為に係る届出又は協議をした者は、規則の定めるところにより、区長に完了の報告をしなければならない。</u></p> <p><u>(1) 第29条第1項の規定による届出に係る建設行為等</u>  <u>(2) 第31条の2第1項の規定による協議に係る屋外広告物等の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置</u></p> <p><u>(指導)</u></p> <p><u>第32条 区長は、風景づくり計画において法第8条第2項第2号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を定めたときは、当該行為の制限に適合しない行為をしようとする者又はした者に対し、当該行為の制限に適合させるため、必要な措置をとるよう指導することができる。</u></p> <p><u>2 区長は、第31条の2の規定による協議を行わずに屋外広告物許可申請をした者に対し、規則の定めるところにより、協議を行うよう指導することができる。</u></p>	<p>(指導)</p> <p>第32条 区長は、風景づくり計画において法第8条第2項第2号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を定めたときは、当該行為の制限に適合しない行為をしようとする者又はした者に対し、当該行為の制限に適合させるため、必要な措置をとるよう指導することができる。</p>
<p>第33条～第35条 省略</p>	<p>第33条～第35条 省略</p>

改正後	改正前
<p>(せたがや風景デザイナー)</p> <p>第36条 区長は、風景づくりを推進するため、風景づくりに関して専門的知識を有する者を、せたがや風景デザイナーとして置くことができる。</p> <p>2 セタがや風景デザイナーは、建設行為等及び屋外広告物等に係る技術的指導、助言等に関する業務を行うものとする。</p> <p>3 セタがや風景デザイナーに関し必要な事項は、区長が別に定める。</p> <p>第37条～第38条 省略</p> <p>附 則(平成24年3月6日条例第22号) この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><u>附 則(平成30年3月 日条例第 号)</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第2条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える改正規定、第31条の次に2条を加える改正規定(第31条の2及び第31条の3第2号に係る部分に限る。)、第32条に次の1項を加える改正規定及び第36条第2項の改正規定は、平成30年7月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例の改正後の第31条の3第1号の規定による完了の報告は、施行日以後に行われる第29条第1項の規定による届出について適用する。</u></p>	<p>(せたがや風景デザイナー)</p> <p>第36条 区長は、風景づくりを推進するため、風景づくりに関して専門的知識を有する者を、せたがや風景デザイナーとして置くことができる。</p> <p>2 セタがや風景デザイナーは、建設行為等に係る技術的指導、助言等に関する業務を行うものとする。</p> <p>3 セタがや風景デザイナーに関し必要な事項は、区長が別に定める。</p> <p>第37条～第38条 省略</p> <p>附 則(平成24年3月6日条例第22号) この条例は、公布の日から施行する。</p>